

令和2年度小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業の指導監査結果

1 令和2年度指導監査について

(1) 重点事項

令和2年度の小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 適正な職員配置及び施設・設備の状況
- ウ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- エ 人権の尊重
- オ 評価を踏まえた計画の改善
- カ 保育の質の向上・確保
- キ 食事の提供状況
- ク 計算関係書類の適正性

(2) 指導監査結果

令和2年度に指導監査を行った49施設についての指導監査結果は次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある施設・・・14施設（24件）
- イ 口頭指示事項のある施設・・・27施設（41件）
- ウ 指示事項のない施設・・・・・・19施設

項目別指示件数

（小規模保育事業A型）

指 示 事 項	割 合	指示件数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
就業規則等の整備	2.4%	1	1	0
職 員 配 置	4.9%	2	2	0
職員給与等の状況	9.8%	4	1	3
職員の健康診断	2.4%	1	1	0
避難・消火訓練等	17.1%	7	1	6
苦 情 対 応	12.2%	5	0	5
献立の作成・内容	4.9%	2	0	2
食物アレルギーへの対応	4.9%	2	0	2
検 食 の 実 施	2.4%	1	0	1

検査用保存食の保存	2.4%	1	0	1
検便の実施	4.9%	2	2	0
計算関係書類	12.2%	5	1	4
事故防止	7.3%	3	1	2
その他	12.2%	5	1	4
合計	100.0%	41	11	30

(小規模保育事業B型)

指示事項	割合	指示件数	内訳	
			文書指示	口頭指示
就業規則等の整備	10.5%	2	2	0
職員配置	15.8%	3	3	0
職員給与等の状況	5.3%	1	1	0
避難・消火訓練等	10.5%	2	0	2
苦情対応	10.5%	2	0	2
全体的な計画の作成	5.3%	1	1	0
食物アレルギーへの対応	5.3%	1	0	1
検査用保存食の保存	10.5%	2	0	2
計算関係書類	5.3%	1	1	0
その他	21.1%	4	4	0
合計	100.0%	19	12	7

(事業所内保育事業)

指示事項	割合	指示件数	内訳	
			文書指示	口頭指示
苦情対応	40.0%	2	0	2
献立の作成・内容	20.0%	1	0	1
計算関係書類	20.0%	1	1	0
事故防止	20.0%	1	0	1
合計	100.0%	5	1	4

指示事項となった主な事例

a. 就業規則等の整備

- ・使用者は、時間外労働等をさせる場合には、協定を結び労働基準監督署に届け出る必要があります。

b. 職員配置

- ・年齢別配置基準保育従事者及び最低2人の保育従事者を時間帯別で配置する必要があります。

c. 避難・消火訓練等

- ・避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行うことが必要です。初期消火を想定し、模擬消火活動を行い、その内容を記録に残してください。

d. 苦情対応

- ・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じてください。

e. 保育の内容

- ・事業所ごとに保育の計画を作成し保育を実施する必要があります。

f. 給食業務

- ・給食については、必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供することが必要です。また、献立を変更する場合は栄養価計算を行い、記録に残す必要があります。土曜日についても同様です。

g. 計算関係書類

- ・認可等通知及び取扱要綱に基づき、各会計年度に係る計算書類を適正に作成する必要があります。

2 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和2年度は、小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業について随時監査を実施した例はありません。

3 特別指導監査について

令和2年度は、小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業について特別指導監査を実施した例はありません。

4 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

特定教育・保育施設等確認指導は児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。

5 今後の課題について

(1) 職員配置と職員の定着化について

適正な職員配置は、安定した保育運営の要となることから、引き続き職員の定着化を図ってください。なお、異なる類型の事業を複数箇所運営する場合には、事業所ごとの運営が求められることに留意してください。

(2) 連携施設との連携について

日頃から交流を図り、大規模施設の集団保育や様々な園行事等を経験する機会を確保するとともに、3歳以降の連携施設等への円滑な移行が可能となるよう、必要な情報共有を図ることが求められています。

(3) 洪水及び土砂災害に関する避難確保計画作成等について

水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある事業所については、避難確保計画（避難先や避難誘導方法などを記載したもの）の作成や市への報告、避難訓練の実施が義務化されているため、該当する事業所については、確実な取組が求められます。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

国や自治体等が提供する情報を活用し、関係機関との連携を図りながら子どもの健康と安全を守るための体制を整備してください。また、収集した情報を職員及び保護者に提供し、必要に応じて子どもや保護者の相談対応に努め、感染症等を理由とした、子ども及び保護者並びに職員への偏見が生じることのないよう十分に配慮してください。